

○議長（小林哲雄）

続いて、議案第25号 平成27年度開成町国民健康保険特別会計予算の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、本紙195ページをお開きください。議案を朗読させていただきます。

議案第25号 平成27年度開成町国民健康保険特別会計予算、平成27年度開成町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億2,534万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5,000万円とする。

歳入、歳出予算の予算流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。歳入でございます。1款の国民健康保険税から11款の諸収入まで。

続いて、歳出になります。198ページ、1款の総務費から11款の予備費までということで、合計18億2,534万2,000円でございます。

それでは、内容を説明させていただきます。別冊のほうは、46ページ、47ページをお開きください。全体的なことを先にお話しさせていただきますので、本紙のほうの201ページをご覧いただきたいと思います。本紙の201ページ、歳入歳出予算事項別明細書ということで、総括ということで、本年度の予算、あと前年度の予算比較というような表になってございます。

まず、歳入でございますけれども、全体的なところを見ますと、本年度予算と前年度を比べまして、比較ですけれども、1億8,510万2,000円の増というような形になってございます。この前年度と比べまして大きく伸びているのは、7款の共同事業交付金ということで、こちらが1億7,906万円ほど前年度と比べて伸びてございます。これは平成30年度に向けまして、都道府県単位での準備といたしまして、国が制度改正を行ったものでございますけれども、高額医療の共同事業の実施とあわせまして、保険財政共同安定化事業というのが、今まで1件30万円を超える医療費について、市町村の国保の拠出と交付金というような形で見ておりましたけれども、27年度からそ

れを1円単位、全対象、全ての医療費に拡大をするというところで、こちらの交付金が増えております。こちら歳入の交付金とあと歳出でも7款で共同事業の拠出金ということで、こちらが増えてございますので、歳入歳出ともに2億円ほど増えているというような形になっておりまして、総額が増えているというような結果になってございます。

それ以外の国民健康保険税につきましては、昨日の3月の補正予算のときにご説明させていただきましたとおり、被保険者数及び世帯数ともに減少してございます。ですので、前年度と比べまして、マイナスの1,438万6,000円というような結果になってございます。

人数が減って、医療費の伸びも若干抑えられているというところがございますので、全体的な補助金、国庫支出金、療養給付費等交付金等については、前年と比べまして、マイナスというような形になってございます。

あと増えているものとしては、9款の繰入金ということで、若干2,000万円ほど増えてございますけれども、こちら主な要因といたしましては、職員が26年10月から一人増ということで、人件費がプラス一人分計上されてございますので、その関係で繰入金が増えているような形になってございます。

続いて、歳出になります。202ページをお開きください。こちら先ほどお話ししましたように、7款の共同事業拠出金が1円単位以下になるということで、こちらのほうが2億1,438万4,000円の前年度と比べて増となっております。

あと2款の保険給付費、あと3款の後期高齢者支援金、あと6款の介護納付金につきましては、被保険者数の伸びが抑えられているということで、前年度と比べて減額というような形でマイナスになってございます。

では、別冊の46ページ、47ページをご覧くださいと思います。まず、歳入で国民健康保険税の一般の被保険者国民健康保険税になります。こちら、説明欄に書いてございますように、25年度に国民健康保険税率を改定しております。26年10月の異動処理データを基本にしまして、一般被保険者数を3,950人、2,100世帯ということで想定をさせていただいて、収納率を95%として想定をしてございます。前年当初より424万9,000円の減を見込んでございます。

その下、後期高齢者支援金分でございます。こちら前年当初と比べまして52万円の減となっております。

その下、介護納付金分でございます。こちらにつきましては、一般被保険者の40歳以上、65歳未満を対象にしてございますけれども、こちら1,250人、1,100世帯ということで、こちらについては、若干前年度と比べて伸びてございます。その関係で、前年当初より120万1,000円の増を見込んでございます。

その下、一般の滞納繰越分になってございます。それぞれ医療、介護、後期、実績を見ながら、前年同額ということで見込んでございます。

続きまして、退職被保険者等国民健康保険税になります。退職分の医療給付分でございますけれども、こちら26年10月の異動処理データを基礎にしまして、退職者被保険者数を260人、150世帯ということで想定をしてございます。収納率について

は、一般と同様に95%ということで想定をしまして、前年当初より835万5,000円の減を見込んでございます。

その下、後期高齢者支援分になります。こちら前年当初より107万6,000円の減を見込んでございます。

続きまして、介護納付金になります。こちら40歳以上65歳未満を対象にしてございますけれども、250人、150世帯ということで、前年により減を見込んでございますけれども、前年当初より138万7,000円の減を見込んでございます。

その下、滞納繰越分については、前年と同額ということで見込んでございます。

続いて、一つ飛ばしまして国庫支出金になりまして、療養給付費負担金、あと拠出金負担金になります。こちら国32%の割合になってございますけれども、先ほど全体のところでご説明させていただきましたように、前年度に比べて減になってございます。

一つ飛ばしまして、高額医療費共同事業費負担金になります。こちらレセプト1件80万円を超える医療費についての負担金でございますけれども、高額医療費共同事業拠出金、2,890万4,000円に対する国の4分の1の負担分になります。

その下、特定健康診査等負担金ということで、特定健康診査事業の補助基準に対する、国3分の1の負担分になります。

二つ飛ばしまして、退職者医療費交付金になります。退職被保険者の医療給付費につきまして、退職被保険者等に係る保険税を除いた額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございますけれども、退職者の医療給付が歳出のほうで減額になってございますので、こちら前年と比べまして減額になってございます。

一つ飛ばしまして、前期高齢者交付金になります。65歳から74歳までの前期高齢者の全国平均加入割合よりも加入割合が高い保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。こちらにつきましては、前年当初より2,027万5,000円の増を見込んでございます。

次のページにいきまして、48ページ、49ページになります。まず、県支出金でございます。高額医療費共同事業負担金になります。こちら、国と同じように、県も4分の1負担分ということで金額設定してございます。

一つ飛びまして、県の補助金の普通調整交付金になります。一般被保険者に係る療養の給付費等負担金の算定額の100分の8相当分となっております。こちら全体の歳出の保険給付費が減っておりますので、前年と比べて減になってございます。

一つ飛びまして、共同事業交付金、まず、高額医療費共同事業交付金になります。こちら高額な医療費が発生した市町村に国保連から交付される交付金でございますけれども、レセプト1件当たり80万円を超える医療費が対象になってございます。高額医療費共同事業拠出金ということで、国、県、あとこちらでそれぞれ2,890万4,000円に対しまして、2分の1の負担分となっております。

その下、保険財政共同安定化事業交付金ということで、前年と比べて1億7,845万5,000円の増になってございます。こちらは、先ほどご説明させていただきましたとおり、30万円のレセプトの対象から、27年度から全ての医療費に拡大されると

いうことで、プラスになってございます。

一つ飛ばしまして、繰入金になります。まず、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分になります。こちらは、被保険者の保険税負担を軽減するために、保険税の軽減対象となりました一般被保険者の数に応じて、国、県から補てんされるものを一般会計から国保特会に繰り入れてございます。その下、保険基盤安定繰入金保険者支援分となりますけれども、こちらも保険税の負担を軽減するためというところで、低所得者を多く抱える市町村に対し支援された分を国保特会のところに繰り入れてございます。こちら昨日の補正でもこの辺増ということで、補正予算を計上させていただきましたけれども、こちらは7割、5割、2割軽減ということで実施をさせていただいておりますけれども、26年度制度改正がございまして、27年度も制度改正が予定されてございます。その関係もございまして、前年度と比べてプラスで見えてございます。

職員給与費等の繰入金につきましては、一人増えるというところでプラスになってございます。

続いて出産育児一時金等繰入金ということで、歳出の出産育児一時金の3分の2に当たる額を一般会計から繰り入れるものでございます。

その下、財政安定化支援事業繰入金になります。こちら所得の少ない被保険者の多い等の理由によりまして、国保財政の影響のある市町村につきまして、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化のために、一般会計から国保特会に繰り入れるものでございます。

その下、その他一般会計繰入金ということになります。医療費の増大に対応するため、一般会計から国保特会に繰り入れるものでございますけれども、前年と比べまして、若干740万円ほど増えてございますけれども、ほぼ前年同額繰入をさせていただいております。

以下につきましては、項目設定等になりますので、省略させていただきます。

続きまして、歳出になります。50ページ、51ページをご覧いただきたいと思えます。まず、総務費の一般管理費になります。こちら職員給与費、あと国保行政の運営に必要な書籍等の購入等になってございます。また、システム改修につきましては、昨年度よりそれぞれの特会に計上をしておりますので、こちらで国民健康保険のシステム負担金を特別会計で支出してございます。

続きまして、連合会の負担金ということで、国民健康保険団体連合会の運営を円滑にするためにということで負担金を拠出してございます。

続きまして、徴税費ということで、賦課徴収費になります。こちらは6月に賦課決定をさせていただいております。こちらに必要な納税通知書等の印刷送付及び収納処理の費用を支出してございます。

その下、国民健康保険運営協議会費になります。こちらは国民健康保険事業運営上の重要課題について、協議検討を行うための委員報酬で、6人分で5回分の計上をさせていただいております。

27年度につきましては、3年に1回ということで、保険税率の見直しを予定してご

ざいます。その関係もありまして、1回分増やして計上させていただいております。

続きまして、保険給付費、まず、一般の被保険者療養給付費でございます。こちら一般被保険者の療養給付費というところでございますけれども、被保険者数が減っているというところで、比較的療養給付費は落ちついているというところもございまして、前年と比べまして、600万円の減を見込んでございます。

その下、退職分になりますけれども、こちら27年度は1,560万円の減を計上させていただいております。

その下、一般被保険者療養費支払事業費になります。一般被保険者の被補装具及び柔道整復施術費等の療養費用額の保険者負担分になります。

その下、退職分ということでございます。

一つ飛びまして、高額療養費になります。一般の被保険者高額療養費支払事業費になります。一般被保険者の医療費自己負担分につきまして、一定額以上的高額負担が発生した場合に、費用を支出してございます。こちらは27年1月から70歳未満の方の高額療養費の自己負担の限度額が変更になっている関係で、前年と同額を見込んでございます。

その下、退職の高額分でございます。こちら退職の被保険者に対してというところでこちらは前年と比べましてマイナスにさせていただいております。

その下、一般被保険者高額介護合算療養費になります。こちらは前年同額ということで、その下の退職の被保険者の高額合算も前年同額になっております。

移送費につきましては、項目設定ですので、飛ばさせていただきます、出産育児一時金になります。こちら被保険者が出産した世帯につきまして、出産育児金、一人につきまして、42万円を限度といたしまして、19件分を見込んでございます。

前年度20件分を見てございますけれども、実績にあわせてマイナス1件してございます。

一つ飛びまして、葬祭費支給事業費になります。お亡くなりになったときに、葬祭費というところで一人につき7万円を支給させていただいております。27件分を見込んでございますけれども、26年度30件を見ておりましたけれども、実績にあわせてというところで、27件分を見てございます。

その下、後期高齢者支援金等になります。こちらは先ほどご説明させていただきましたように、若干前年度と比べまして、減になってございます。456万円の減を見込んでございます。

その下、前期高齢者納付金になります。前期高齢者の加入者数の不均衡を調整するためということで、加入者数に応じて納付金を社保支払基金に支出するものでございます。前年同額を計上してございます。

二つ飛びまして、介護納付金になります。こちら前年度と比べまして、190万3,000円の減を見込んでございます。

その下、共同事業費拠出金ということで、高額医療費拠出金支給事業費になります。こちらにつきましては、高額医療費の支払いによりましてというところで、前年と比べ

まして、121万円の増を見込んでございます。

一つ飛びまして、次のページをおめくりください。52ページ、53ページになります。保険財政共同安定化事業拠出金支給事業費ということで、前年と比べまして、2億1,317万4,000円の増になってございます。こちら繰り返しになりますけれども、全ての医療費が対象になった関係でプラスになってございます。

その下、保健事業費、特定健康診査等事業費になります。こちら特定健康診査及び特定保健指導を実施するための集団健診の費用等でございます。

その下、保険普及費になります。医療費適正化事業といたしまして、被保険者に対し、年4回の医療費の費用額等の通知とあと人間ドックの費用助成ということで、180人分計上をしております。26年度160人分を見ておりましたけれども、実績にあわせて20人分増というような形で計上をさせていただいております。

以下、項目設定でございますので、省略をさせていただきます。

以上になります。

○議長（小林哲雄）

以上で議案第25号 平成27年度開成町国民健康保険特別会計予算の説明を終了いたします。